

本人による保有個人情報の閲覧に関する要綱

令和五年三月三十一日埼玉県総務部文書課長決裁

知事が保有する保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）のうち、直ちに本人の閲覧に供することができるものの閲覧に係る手続について、次のとおり必要な事項を定める。

- 1 保有個人情報のうち、直ちに本人の閲覧に供することができるものとして別表に定めるものについては、何人も、次項及び第三項に定める手続により、知事に対し、知事の保有する自己を本人とする保有個人情報の閲覧を求めることができる。
- 2 前項の規定により保有個人情報の閲覧を求める者は、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所において口頭により保有個人情報の閲覧を求めるものとする。
- 3 第一項の規定により保有個人情報の閲覧を求める者は、当該保有個人情報の閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示すため、知事に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
 - 一 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十二条第一項各号に掲げるいずれかの書類
 - 二 別表の試験等の欄に掲げる試験等の受験票その他これに類する書類
- 4 知事は、第一項の規定による保有個人情報の閲覧の求めがあったときは、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所において同表の項目の欄に掲げる項目について文書又は図画を閲覧させる方法により、直ちに閲覧させるものとする。
- 5 この要綱による手続は、法定代理人及び任意代理人による閲覧の求めについては適用しない。

附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

別表

試験等	項目	期間	場所
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課

砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
狩猟免許試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から一箇月間	文書課
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
准看護師試験	総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
登録販売者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
ふぐ処理者試験	科目別得点及び総合判定	合格発表の日から六箇月間	文書課
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から六箇月間	文書課
技能検定試験	実技、学科試験の点数及び合否結果	合格発表の日から六箇月間	文書課